

ご存知ですか？ 国民年金の任意加入制度

老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）は、20歳から60歳になるまでの40年間、保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間にならない場合は、60歳から65歳になるまでの間に、国民年金に任意加入をすることが可能です。国民年金に任意加入し、保険料を納めることにより、満額に近づけることができます。ただし、申出のあった月からの加入となり、遡って加入することはできません。

なお、老齢基礎年金を受けるためには、保険料の納付済期間や保険料の免除期間などが、原則として、10年以上必要となります。この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができません。（ただし昭和40年4月1日以前に生まれた方に限ります）

また、海外に在住する日本国籍を持つ20歳以上65歳未満の方も、国民年金に任意加入することができます。

任意加入をする条件

次の1.～4.のすべての条件を満たす方が任意加入をすることができます。

きます。

1. 日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の方
2. 老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない方
3. 20歳以上60歳未満までの保険料の納付月数が480月（40年）未満の方
4. 厚生年金保険、共済組合などに加入していない方

※1.の60歳以上65歳未満の方は、60歳の誕生日の前日より任意加入の手続きをすることができます。

加入手続きの留意点

任意加入については、「外国に居住する日本人で、20歳以上65歳未満の方」を除き、保険料の納付方法は、口座振替が原則となります。

日本国内の居住している方の任意加入の申し込み窓口は、保険年金課または、大垣年金事務所（☎0584・78・5166）となります。

手続きに必要なもの

- ・年金手帳
- ・預貯金通帳および金融機関への届出印

「税を考える週間」税についての習字、作文などの入賞作品展などについて

展示期間および場所

- (1) アクアウォーク大垣
11月4日（水）午後～11月10日（火）イオンタウン大垣
- (2) 11月11日（水）午後～11月18日（水）展示物（大垣税務署管内の入選者のみ）
- (1) 小学生の「税に関する習字」
- (2) 中学生の「税についての作文」
- (3) 税に関する高校生の作文
- (4) 税に関する絵はがきコンクール

- 【主催】東海納税貯蓄組合連合会
【主催】国税庁、全国納税貯蓄組合連合会
【主催】国税庁
【主催】一般社団法人 大垣法人会

税を考える週間（11月11日から17日）

この社会あなたの税がいきている



期間中、国税庁ホームページで様々な情報を提供しています。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。
<https://www.nta.go.jp>

税を考える週間 検索

軽自動車税（環境性能割）の臨時的軽減が延長されました

令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に新車・中古車問わず自家用の乗用車を取得した場合、環境性能割の税率が1%分軽減する特例措置について、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急経済対策として、適用期限が令和3年3月31日まで延長されました。

対象車	臨時的軽減税率 (令和3年3月31日までに取得)	標準税率 (令和3年4月1日以降に取得)
電気自動車	非課税	非課税
★★★★かつ 2020年度燃費基準 + 10%達成車	非課税	非課税
★★★★かつ 2020年度燃費基準達成車	非課税	1.0%
上記以外	1.0%	2.0%